

自民党クラブ

個人質問 浅川 健造

市民が安全で安心して暮らせる街づくりを推進せよ！

―電線の地中化について―
 問 市長は市政運営方針において、東大阪市らしい豊かな都市景観の形成を目指して本市の歴史や地域特性を踏まえながら、景観重要道路の整備等を内容とした景観計画の策定に取り組みことを表明され、景観重要道路における電線地中化の可能性についても言及されている。こうしたことを踏まえて、都市防災や景観の観点から、電線の地中化に対する市の考えを改めて示せ。

副市長 主要な道路の電線を地中化し、災害時の避難路や救済物資の輸送路としての機能を確保するとともに、良好な景観を形成し、市民の皆様方に潤いを感じていただけるような空間として整備することは、市民の方々に有益であると考えている。このことから、東大阪地域における景観を悪化させることなく、特に守るべき景観や新たに良好な景観を創出すべき地区等を定めるために、東大阪都市環境改善プロジェクト

推進会議において、景観法に基づく景観計画を今後三年以内を目標に策定する予定である。

―雨水対策について―

問 本市は合併の時から三十ミリの雨に対応し、今はようやく五十ミリの雨に対応できるようになった。しかし、最近の百ミリ以上の大きな雨が一時的に降った際には、東大阪市の各地域でマンホールが噴いたり、床下浸水が起きている。今後の雨水対策について、下水の増補管をつくるのか、池をつくるのか、どのような進めていくのか答えよ。

副市長 道路、公園、市立学校その他の公共施設等における管理者等による雨水

貯留施設の整備、大阪府事業における布施公園、本庄、加納元町の各調節池の早期整備の働きかけ、時間雨量五十ミリへの対応、プラス実施可能な方策を実施中であることの市民への周知及び雨水ますの清掃等への協力の呼びかけ、民間施設における雨水貯留の協力要請など、あらゆる方策を検討し実施していく。また、国土交通省の最新鋭レーダーであるXバンドMPレーダーのデータの供給を受け、市民への周知など、雨水対策に活用することを検討していく。

―一般職非常勤職員問題に対する取り組みのその後―

問 一般職非常勤職員の問題

題については、これまで大阪府からの助言を受け、議会からの指摘もあったことから、第二回定例会に保育に従事する一般職非常勤職員については、単純な労務に雇用される職員から切り離し、給料、手当に代えて報酬にされた。しかしその他の部分については未だ解決されていない。一般職非常勤職員という制度は地方自治法や地方公務員法のどこにも書かれていない。今後、どのように整理し、解決していくのか明確に答をよ。理事 他の一般職非常勤職員の給与のあり方については、地方公営企業法の適用ないし準用のある職員はこれまで住民訴訟の判決の

中でも給与、手当が支給できると判断が出ている。現在現業職場については、民間活力を活用していく考え方をもとに委託を推進し、正規職員の採用を凍結してきたが、今後は、危機管理の観点や業務の性質上どうしても直営により運営していく必要がある業務は存在すると考えており、現在一般職非常勤職員の新たな活用の方をを検討しているところである。このためにも、業務の範囲あるいは今後の賃金、労働条件、給与条件のあり方についても一定の整理が必要であり鋭意進めている。この整理が済み次第、条例整備も含めて提案させていただく。

さわやかな風

個人質問 飯田 芳春

市民に安全安心を！災害時の適切な危機管理体制を求む！！

―土砂災害に対する危機管理体制―

問 九月十五日夜から十六日にかけて台風十八号が日本列島を直撃し、本市の被害も甚大であった。阪奈道路下り線は山の崩落により道路は土砂で寸断され、下の民家にも影響を受けた。さらにもろくでは、一昨年

六月に引き続き川が氾濫し道は冠水、付近民家は床下浸水となった。本市として、安全、安心のまちづくりを目指す上で、今後どのような対策を講じるのか。また九月十六日午前五時に土砂災害警戒警報が、同日午前六時には避難勧告が発令され、対象地域に避難勧告等

を伝える広報車が周回したが、なぜ防災無線放送、つまり屋外スピーカーを使用しなかったのか。そして、山ろくの住民、とりわけ障害者や高齢者の方々が避難所へ向かう道のりは非常に困難であるが、どのような支援体制を構築するのか。

危機管理監 山間部の土砂災害警戒区域のハード対策事業は大阪府の所管事務であり、関係部局が連携して対応する。また防災無線放送については、屋外スピー

カーを使用した際に避難対象地域以外の方が避難するおそれがあり、二次災害を考慮し、使用しなかった。要援護者支援体制に関しては、災害時要援護者登録台帳や民生委員等の見守り活動にて把握されている情報をもとに、自主防災組織等の地域の方々には要援護者を支援していただき、速やかに行政職員の体制を整え、要援護者の避難支援や安否確認を実施できるよう地域防災計画に定めている。

―公共施設再編整備―

問 前定例会にて公共施設再編整備案は議会の指摘により再考するとして、議案は一部訂正の上、関連する補正予算は撤回され、再度今定例会に提出されたが、その内容と進展は非常に疑問である。旭町庁舎は平成二十八年年度から平成三十年度の三カ年、四条の家と東診療所跡の仮庁舎に移転し、その後再び旭町に戻るが、この二回にわたる内装を含む移転費用等諸費用はどの

程度か。また現庁舎をそのまま耐震補強しリニューアルした方が安価であると考えられるが、見解はどうか。

理事 四条の家と東診療所の仮庁舎整備は内装や移転等の経費を含め約七億円程度、新旭町庁舎の整備では現庁舎の解体も合わせ約十三億円程度必要である。また旭町庁舎の現地での耐震補強工事とリニューアルにおいても約十三億円程度必要であり、総合的に検討し、新庁舎の整備を決定した。